

地域自主組織への市からの交付金(地域振興事業費内の)活動事業費の使途自由度について

提 案	地域自主組織での最近の説明では「交付金には使用制限があり構成員には報酬や謝礼が支払えないことになっている、そのため通学路の除雪作業に有償ボランティアを任用できず事業の実施が困難となる状況」とのことです。 一方雲南市ホームページからの資料(平成 20 年度市政懇談会質疑まとめ)を観ますと Q09:交流センター交付金の使途について 行政予算を地域で自由に使用してやっていいということなのか。 A:大体のところそれでいいのではないかと考えます・・・(市長) Q32:人的支援について 従来は公民館活動に住民活動や地域福祉を加えて実施して・・・激務に対する補助はなにかあるか。 A:・・・補助として推進員を新たに設け賃金も払いますので・・・(市長) Q34:交流センター運営について ・・・連絡協議会の雇用でいいが、それ以外は各地区の考え方で自由にやっていいと思う。運用は自主組織にまかせてほしい。 A:交付金は基準に基づいて算出しますが、使い方は自由ですので、地元でどのように使うか検討いただければ結構です。・・・(政策企画部) Q106:交付金の使途 A:・・・交付金の使途は、その地区の裁量権でやって頂き、地域にお任せしたいと考えています。・・・(政策企画部) など記載されています。 交流センター職員の方には賃金が支払われて、通学路除雪作業の方には賃金が払えないというのはどうしてもおかしいと思うのです。そして平成 20 年当時の市説明では各地域で自由な使い方で良いとあります(どこから使いづらい制約を設けられたのかわかりませんが)、活動事業費は自由な使途としていただきたい。そして少なくとも通学路除雪作業の方には賃金を支払うことを可としていただきたいです。
-----	--

回 答

市では、地域自主組織における自主的かつ自発的な取組を支援するために「地域づくり活動等交付金」を平成 24 年度から交付しています。この「地域づくり活動等交付金」は、各地域自主組織における地域づくり、地域福祉、生涯学習の取組促進のほか、活動の中核を担う地域自主組織職員の雇用に関わる人件費支援を目的とし交付するものです。

これまで、地域自主組織が様々な活動に取り組まれるうえで、できる限り自由度の高い交付金となるよう定期的に見直しを行いながら運用を図ってきておりますが、その目的や市の財源上の理由から、交付金を充当できる費目に一部制限を設けさせていただいております。

例えば、ご指摘のあった地域自主組織の構成員（地域住民）の皆様に対する謝礼金の支払いについては、交付金充当の対象から原則除外させていただいております。これは、地域づくり活動が対価ありきになることなく、地域住民の皆様の主体的な活動として展開されることを目指すという考えに基づくものです。

一方で、地域自主組織の会則等で定められた役職員で、報酬（給与・賃金）の支給基準が明確に定められている場合の人件費については、交付金を充当できることとしています。

現時点において、地域づくり活動等交付金の流用制限に係る制度見直しを行う考えはございませんが、引き続き、地域づくり活動に取り組まれるうえで有効な交付金制度となるよう検討を行って参りますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

なお、通学路除雪に取り組まれる地域自主組織は加茂地域以外にもありますが、ボランティアの方への謝礼金については、市が交付する「道路除雪ボランティア作業交付金」や地域自主組織の自主財源を活用されながら対応されていると把握しているところでありますので申し添えます。

（回答部署 政策企画部地域振興課）